

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは課税停止措置の延長
2	要望の内容	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を要望する。なお、同税については、平成 23 年 3 月末まで課税停止措置が講じられている。
3	担当部局	財務省大臣官房総合政策課(政策推進室)
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 11 年度 退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止 平成 13 年度 2 年間の延長 平成 15 年度 1 年間の延長 平成 16 年度 1 年間の延長 平成 17 年度 3 年間の延長 平成 20 年度 3 年間の延長
6	適用又は延長期間	恒久措置または 1 年間(平成 23 年度末まで)の延長とする。
7	必要性等	<p>(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)</p> <p>適格退職年金は平成 24 年 3 月 31 日に制度廃止となる。適格退職年金を含む企業年金等は、公的年金の補完的役割が期待され、その重要性が一層高まっていること及び適格退職年金の現在の運用状況に鑑み、今後の適格退職年金の健全な運営を図り、その制度廃止に向けて各企業年金制度等への円滑な移行を促す観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行う必要がある。</p> <p>(政策目的の根拠)</p> <p>確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)</p> <p>附 則</p> <p>(適格退職年金契約の円滑な移行)</p> <p>第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 - 1</p> <p>支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築</p>
	達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>勤労者の退職後の生活を支える適格退職年金制度の健全な運営を図る。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>なし</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことで、適格退職年金制度の健全な運営に寄与する。</p>

8	有効性等	適用数等	適格退職年金の積立金を受託する機関(生命保険会社、信託会社等)に適用される。										
		減収額	国税 64,403 百万円(平年度) 地方税 11,142 百万円(平年度)										
		効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>平成 23 年度末の適格退職年金制度廃止を控え、受託件数、受託残高が減少傾向にあるものの、確実に減税効果が認められる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:平成 19 年度～平成 21 年度)</p> <p>国税、地方税の減税額(推計)の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>116,305</td> <td>89,216</td> <td>64,403</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>20,120</td> <td>15,434</td> <td>11,142</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)業界団体調</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>現在のような低金利な運用状況下(2010年8月16時点で0.955%。直近の10年間でも1.5%前後で変動)で、特別法人税1.173%が課税された場合、積立不足額が発生し、受給権保護の観点から、事業主は当該不足額を埋めるため、掛金を追加拠出する必要があり、企業の運営に著しい影響を与える可能性があり、適格退職年金の健全な運営が図れなくなる恐れがある。</p> <p>-----</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>適格退職年金の積立金の確保が図られ、年金受給者の受給権の保護に資するとともに、適格退職年金制度の健全な運営が図られる。</p>		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	国 税	116,305	89,216	64,403	地方税	20,120
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度										
国 税	116,305	89,216	64,403										
地方税	20,120	15,434	11,142										
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	制度創設当時とは大きく運用環境が異なっており、特別法人税の課税停止がなされた時点から現在に至るまで、低金利の状態が続いており、拠出時から給付時までの繰延分の利益はほとんど生じていない。このため、実際の経済状況に沿った税制とするには、特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことが妥当である。										
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。										
		地方公共団体が協力する相当性	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃または課税停止措置の延長を行うことで、適格退職年金の積立金の確保が図られ、年金受給者の受給権の保護に資するとともに、適格退職年金制度の健全な運営が図られることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。										
10	有識者の見解												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期												

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	制度的に他の企業年金等へ移行できない適格退職年金に係る税制優遇措置の継続
2	要望の内容	<p>適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行(平成14年4月1日)に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。</p> <p>現在、他の企業年金等(厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済)への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。</p> <p>このため、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税制優遇措置(運用時:非課税、給付時等:公的年金等控除、退職所得控除等)を継続する。</p>
3	担当部局	財務省大臣官房総合政策課(政策推進室)
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望のため該当なし。
6	適用又は延長期間	対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。
7	必要性等	<p>〈租税特別措置等により実現しようとする政策目的〉</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等ために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p>
	政策目的及びその根拠	<p>〈政策目的の根拠〉</p> <p>確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)</p> <p>附 則</p> <p>(適格退職年金契約の円滑な移行)</p> <p>第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標2 - 1</p> <p>支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築</p>

		達成目標及び測定指標	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に係る不利益の回避</p> <p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税制優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。</p> <p>適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、廃止期限後も税制優遇措置を継続することにより、受給権の保護が図られ、安定した老後の所得確保が図ることができる。</p>
8	有効性等	適用数等	<p>平成 21 年度末:93 件(296 人)</p> <p>平成 22 年度末:84 件(267 人)</p> <p>平成 23 年度末:75 件(240 人)</p> <p>平成 24 年度末:66 件(210 人)</p> <p>平成 25 年度末:58 件(187 人)</p> <p>有期年金の終了や平均余命を考慮しつつ、残存率を推計した上で、数値を算出。</p>
		減収額	<p>減収見込額 21 百万円(国税:17 百万円、地方税:4 百万円)</p> <p>(算出方法)</p> <p>運用時</p> <p>廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込額を算出。</p> <p>運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>事業主がいない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、1,655 百万円(平成 21 年度末時点)</p> <p>給付時</p> <p>廃止期限後に、給付時において、一時所得として課税される場合と退職所得控除の対象となる場合を比較し、減収見込額を算出。</p>
		効果・達成目標の実現状況	<p>(政策目的の実現状況)(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者に限り、廃止期限後も廃止期限前と同じ税制優遇措置を継続することで不利益を回避し、受給者の老後生活を安定させることができる。</p>

			<p>(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が受けられなくなり、年金受給額が少なくなり、老後生活が不安定となる。</p> <p>(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間:平成23年4月～平成24年3月)</p> <p>事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限前と同様の給付を図ることができる。</p>
9	相当性	租税特別措置等によるべき妥当性等	適格退職年金が廃止されるため、同様の措置を講ずるものであり、適用の範囲は限定的であり、税制優遇措置を継続することが妥当である。
		他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		地方公共団体が協力する相当性	事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-